

# 年休は申告制？許可制？

## 年休は取れていますか？

現在、運輸士職場を中心に年休が取れず、旅行等に行けないなどの状態が続いています。年休の有効期間が切れてしまい流れている社員が多く出て来ています。年休を取ることは**労働者の権利**です。年休について学習し会社に対して積極的に声を上げましょう。勤続年数によって違いますが、**年次有給休暇**（年休）は、入社年度が10日・二年目が15日・・・勤続6年で最高の20日となります。年休を取得する場合は申込簿に記入しますが、基本的には申告制で、会社の許可は必要ありません。では何故、希望の日に年休が取れないのでしょうか？ JR九州は365日休みなく事業が行われていますので、会社は社員からの年休申請について、就業規則77条の**時季変更**。会社は、年休を与えることが業務の正常な運営に支障があると判断した場合には、他の時季に変更する。」を理由に年休申請があっても、それを付与していません。

## 時季変更権とは

**時季変更権**を会社が行使するためには、様々な条件が必要であり、無差別に行使できるわけではありません。時季変更権を行使するためには、日常的に業務が忙しい事や慢性的に人手が足りないことだけでは、この要件は認められないとされています。また会社は年休の申込みに対して配慮することも求められています。年休の使用目的は労働者の自由ですので年休の使用目的を理由に年休取得を拒否することも出来ません。

国労は、労働者が年休を**希望する日に取得出来るような要員を配置する事**を求めています。

自分の職場で毎日、何人年休が取得出来ているか調べることも重要な事です、意識を持って勤務表を見てください。

年休は20日あって職場が40人だから、みんなで年間800日か・・・



1日に2人は取れないとダメなんじゃないのかなあ？



# 若いカ

第 5 号

2014年6月15日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515